

第292回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和5年5月11日(木)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第292回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月11日(木) 14時00分 ～ 14時20分
2. 通知年月日 令和5年4月28日(金)
3. 公示年月日 令和5年4月28日(金)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、
7. 欠席委員 高平真二、萬家隆則
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
9. 議案
 - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・その他 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について

10. 議事

開会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまより、第292回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

改めまして、事務局長の琴岡でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、高平委員および萬屋委員が欠席ですが、13名の委員に出席いただいておりますので、本委員会は成立

いたします。

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「後藤委員」と「志水委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)

また、その他として

- ・令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について(報告)

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読、資料説明)

○本庁許可:「小型いかつり漁業」の新規許可に係る制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数: 1
- ・申請すべき期間:(公示の日)から(公示日から1か月後の日)まで
- ・許可の有効期間:許可の日から令和9年11月3日まで

○県北振興局専決許可:「1 そう地びき網漁業(相浦地区)」の新規許可に係る制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき漁業者の数: 1
- ・申請すべき期間:(公示の日)から(公示日から1か月後の日)まで
- ・許可の有効期間:令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

○県北振興局専決許可:「1 そう地びき網漁業(青島地区)」の新規許可に係る制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき漁業者の数: 1
- ・申請すべき期間:(公示の日)から(公示日から1か月後の日)まで
- ・許可の有効期間:令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

○県北振興局専決許可:「1 そう地びき網漁業平戸地区)」の新規許可に係る制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき漁業者の数: 2
- ・申請すべき期間:(公示の日)から(公示日から1か月後の日)まで
- ・許可の有効期間:令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

○県北振興局専決許可:「1 そう地びき網漁業(中野地区)」の新規許可に係る制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき漁業者の数: 1
- ・申請すべき期間:(公示の日)から(公示日から1か月後の日)まで
- ・許可の有効期間:令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

会長

ただいま、説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、本庁許可分と県北振興局専決許可分を分けて採決します。

はじめに、本庁許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び規則に規定する有効期間より短い期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので本庁許可の「小型いかつり漁業」について、諮問原案どおり公示する内容及び規則に規定する有効期間より短い期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、県北専決許可の「地びき網漁業」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので県北専決許可の「地びき網漁業」について、諮問原案どおり公示する内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、「その他」で、事務局から報告がありますので、お願いします。

事務局

(資料説明)

・令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について

(報告)

令和4管理年度のさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分

- ・今回は5回目の変更
- ・「2,400トン」を翌管理年度から前借りし、全量を中型まき網漁業に配分。
- ・県留保「900トン」のうち「300トン」を中型まき網漁業に配分。
- ・県留保「900トン」のうち「100トン」をその他漁業に配分。

会長 ただいま、説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

溝口委員 今さば類はどれぐらい獲れているのでしょうか。

事務局 5月8日時点で、19,660トン獲れており、TAC消化率で78%となります。

会長 他にご質問等ないようですので、以上で事務局からの報告を終わります。
ほかに何かございませんか。

会長 事務局から何かありませんか。

事務局 次回の委員会は6月中旬に開催を予定しており、さば類の令和5管理年度の当初配分数量にかかる諮問などがある予定です。

会長 他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第292回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 14:20

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印